

# 全国司法書士会一覧

司法書士総合相談センターの相談予約・場所等の詳細につきましては、お近くの司法書士会までお問い合わせ下さい。

札幌会 011-281-3505  
函館会 0138-27-0726  
旭川会 0166-51-9058  
釧路会 0154-41-8332

宮城県会 022-263-6756  
福島県会 024-534-7502  
山形県会 023-623-7054  
岩手県会 019-622-3372  
秋田県会 018-824-0157  
青森県会 017-776-8398

東京会 03-3353-9191  
神奈川県会 045-641-1372  
埼玉会 048-863-7861  
千葉会 043-246-2666  
茨城会 029-225-0111  
栃木県会 028-614-1122  
群馬会 027-224-7763  
静岡県会 054-289-3700  
山梨県会 055-253-6900  
長野県会 026-232-7492  
新潟県会 025-228-1589

富山県会 052-683-6883  
石川県会 059-224-5171  
岐阜県会 058-246-1568  
福井県会 0776-30-0001  
石川県会 076-291-7070  
富山県会 076-431-9332

大阪会 06-6941-5351  
京都府会 075-241-2666  
兵庫県会 078-341-6554  
奈良県会 0742-22-6677  
滋賀県会 077-525-1093  
和歌山会 073-422-0568

広島会 082-221-5345  
山口県会 083-924-5220  
岡山県会 086-226-0470  
鳥取県会 0857-24-7013  
徳島県会 0852-24-1402

香川県会 087-821-5701  
徳島県会 088-622-1865  
高知県会 088-825-3131  
愛媛県会 089-941-8055

福岡県会 082-714-3721  
佐賀県会 0952-29-0826  
長崎県会 095-823-4777  
大分県会 097-532-7579  
熊本県会 096-364-2899  
鹿児島県会 099-256-0335  
宮崎県会 0985-28-8538  
沖縄県会 098-867-3526

日本司法支援センター

# 法テラス

(平成18年10月スタート)

の連携機関です。

# 司法書士 総合相談センター

あなたの街の身近な法律家

OPEN



日本司法書士会連合会

Tel.03-3359-4171 Fax.03-3359-4175

〒160-0003 新宿区本塩町9-3 司法書士会館3F  
ホームページ <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

# 困った事、悩んでいる事、一緒になって解決をお手伝いします!!



【相談】

**判決のとおり  
実行してくれない**

➔

【解決方法】

相手の不動産や預金、給料などの財産を差押えることができます。


【相談】

**相続や  
家族(夫婦)のことで  
悩んでいる**

➔

【解決方法】

話し合いで解決が困難な場合は、家庭裁判所に調停を申立てることができます。



【解決方法】

資力が乏しいために、裁判を起こせないときや裁判を起こされて困っているとき、一定の条件のもと、民事法律扶助制度が利用できます。

## 泣き寝入りせずにご相談下さい

- 貸したお金を返してもらえない!
- 敷金を返してもらえない! ●貸家を明渡して欲しい! ●離婚や慰謝料のことで悩んでいる! ●見覚えのない請求を受けて困っている!
- 土地や建物の名義を変えたい!
- 個人商店から会社になりたい! ●給料や残業代がきちんと支払われない! ●契約してしまったものをクーリングオフしたい!
- インターネット上の取り引きでトラブルに見舞われた! ●交通事故での車の修理代を払ってもらえない! ●隣人との間にトラブルを抱えている! ●悪質商法や詐欺にあってしまった! ●認知症の家族の生活面や財産の管理に困っている! ●会社から突然解雇を告げられた! ●工事代金を支払ってほしい ●取引先が倒産した ●契約書が盗難にあった! ●賃料を滞納されている ●売買・飲食代金を支払ってくれない ●放し飼いの犬にかまれた ●会社でセクハラにあった ●養育費を払ってもらえない……



【相談】

**隣人と  
土地の境界で  
もめている**

↓

【相談】


**裁判費用が  
用意できない**

↑



【解決方法】

簡易裁判所の調停手続などの利用もできます。



【解決方法】

調停や任意整理、個人の民事再生、自己破産などにより生活のたてなおしができます。

【相談】

**多額の借金が  
返済  
できない**

←



【解決方法】

裁判所から訴状が届いたとき、何もしないと相手の言い分をそのまま認めたこととなりますので、書面で反論します。

【相談】

**相手から  
訴えられた**

←

# 司法書士は こんなこともできます!

司法書士は、「国民の権利を保護」するために、  
これらの業務を行う法律家として位置づけられています。

## 弁論する

あなたに代わって、簡易裁判所の法廷に出廷し、弁論します。

簡裁訴訟代理

## 調停に臨む

一定の事件につき、あなたに代わって相手方との調停の場に臨みます。

民事調停代理

## 相談を受ける

簡易裁判所の民事訴訟事件等について法律相談を受けます。

法律相談業務

## 和解する

裁判手続以外でも一定の事件について、あなたに代わって相手方との和解契約の代理をします。

裁判外の和解代理

## 執行する

あなたに代わって、少額訴訟手続の代理からその強制執行手続の代理までができるようになりました。

少額訴訟債権の執行代理

※上記の業務を行える司法書士の条件

法務大臣指定の法人が実施する研修を修了した後に、「簡裁訴訟代理能力認定考査」を受験。その結果を踏まえて、法務大臣からの認定を受けること。

今までどおり行える司法書士の職務は以下のとおりです。  
あなたの身近な法律アドバイザーとして、  
きっとお手伝いできることでしょう。

- 裁判所や検察庁に提出する書類を作成すること
- 不動産の登記手続について代理すること
- 会社・法人の登記手続について代理すること
- 供託の手続について代理すること
- その他、帰化申請書など国籍に関する書類の作成や成年後見に関する事務をすること



相談会を開催しています。  
まずはお気軽にお電話下さい。

泣き寝入りせず、まずは司法書士総合相談センターへ  
お気軽にお電話ください。

どんなことでもお近くの司法書士が、  
解決まで親身になってサポートします。

1  
受付

予約が必要な場合があります。

2  
ご相談

司法書士総合相談センターで、  
相談員にお困りのことをお話しください。

3  
解決!

※法律相談については紛争の価値が140万円以下の民事事件に限ります。詳細は、受付時にご確認ください。